

指定金融機関を定めたことについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書および地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項の規定により，市立伊丹病院の出納取扱金融機関を下記のとおり定めたので，同条第3項の規定により告示する。

令和8年10月1日

伊丹市病院事業管理者

樂 木 宏 実

記

- | | | |
|---|-------|----------------------------|
| 1 | 金融機関名 | 株式会社池田泉州銀行 |
| 2 | 期 間 | 令和8年10月1日から
令和9年9月30日まで |